特別会計・公営企業会計（表①）

市では８つの特別会計を設置しています。

国民健康保険特別会計が約１３５億７千万円、介護保険特別会計が約１３１億３千万円など、特別会計の合計額は約２８２億２千万円で、市の予算総額の20・６％の割合となりました。

公営企業会計は、経営基盤強化を目的に、令和２年度から下水道事業が地方公営企業法適用となり、３会計の設置となりました。病院事業会計が約２７４億１千万円、下水道事業会計が約93億１千万円、水道事業会計が約59億５千万円となりました。

公営企業会計の収入と支出（表②）

企業会計で行う水道事業・下水道事業・病院事業は、市民の皆さんからいただいている水道料金や下水道使用料、診療代金を主な財源として運営しています。どの事業も、市民生活に欠かすことのできないものです。

企業会計は、「収益的収支」と「資本的収支」の二つに分かれており、「収益的収支」は、日常の経営に要する収支、「資本的収支」は、施設の建設や改良などに要する収支です。

なお、各表の資本的収支における収入額が支出額に対し不足する額は、過去に収益的収支で蓄えられている資金（過年度分損益勘定留保資金）などで補てんされます。

※各表の数値は表示単位（万円）未満で端数調整を行っています。

表①　会計別予算の内訳（歳出）

会計区分	当初予算額	構成比
一般会計	660億3,000万円	48.2%
特別会計	282億1,527万円	20.6%
国民健康保険	135億6,848万円	9.9%
介護保険	131億3,378万円	9.6%
後期高齢者医療	12億8,634万円	0.9%
夜間急患センター事業	1億3,397万円	0.1%
市有林事業	5,725万円	0.1%
奨学資金貸与事業	2,412万円	0.0%
宅地造成事業	833万円	0.0%
工業団地造成事業	300万円	0.0%
公営企業会計	426億6,476万円	31.2%
病院事業	274億　736万円	20.0%
下水道事業	93億　911万円	6.8%
水道事業	59億4,829万円	4.4%
合計	1,369億1,003万円	100.0%

用語解説

■特別会計
法律で義務付けられている事業や一般会計と区分して経理を行う必要がある事業について設置する会計です。

■公営企業会計
水道事業や下水道事業、病院事業のように事業収益を持ち、複式簿記で経営する会計です。

表②　公営企業会計の収入と支出

区分		水道事業会計 項目	当初予算額	構成比	下水道事業会計 項目	当初予算額	構成比	病院事業会計 項目	当初予算額	構成比
収益的収支	収入	営業収益	38億2,083万円	94.3%	営業収益	17億5,511万円	37.9%	医業収益	211億7,683万円	87.9%
		営業外収益	2億2,909万円	5.7%	営業外収益	28億5,677万円	61.7%	医業外収益	27億7,139万円	11.5%
		特別利益	0万円	0.0%	特別利益	1,615万円	0.4%	特別利益	1億5,394万円	0.6%
		水道事業収益	40億4,992万円	100.0%	下水道事業収益	46億2,803万円	100.0%	病院事業収益	241億　216万円	100.0%
	支出	営業費用	36億8,466万円	93.1%	営業費用	39億9,172万円	83.1%	医業費用	236億7,077万円	98.4%
		営業外費用	2億4,497万円	6.2%	営業外費用	5億2,468万円	10.9%	医業外費用	3億4,231万円	1.4%
		特別損失	920万円	0.2%	特別損失	2億6,771万円	5.6%	特別損失	3,930万円	0.2%
		予備費	2,000万円	0.5%	予備費	2,000万円	0.4%	予備費	1,000万円	0.0%
		水道事業費用	39億5,883万円	100.0%	下水道事業費用	48億　411万円	100.0%	病院事業費用	240億6,238万円	100.0%
資本的収支	収入	企業債	7億1,340万円	71.3%	企業債	20億9,360万円	65.8%	企業債	19億7,010万円	74.5%
		補助金	4,670万円	4.7%	他会計出資金	3億　－－万円	9.4%	負担金交付金	6億7,580万円	25.5%
		負担金	1億4,768万円	14.8%	他会計補助金	2億1,009万円	6.6%	長期貸付金返還金	0万円	0.0%
		他会計負担金	5,471万円	5.5%	国県補助金	5億1,447万円	16.2%	固定資産売却代金	0万円	0.0%
		出資金	3,820万円	3.7%	負担金及び分担金	6,291万円	2.0%			
		固定資産売却代金	0万円	0.0%						
		その他資本的収入	0万円	0.0%						
		資本的収入	10億　69万円	100.0%	資本的収入	31億8,107万円	100.0%	資本的収入	26億4,590万円	100.0%
	支出	建設改良費	11億7,805万円	59.2%	建設改良費	15億　45万円	33.3%	建設改良費	21億　543万円	62.9%
		企業債償還金	6億　91万円	30.2%	企業債償還金	29億9,455万円	66.5%	企業債償還金	12億1,695万円	36.4%
		投資	2億　50万円	10.1%	予備費	1,000万円	0.2%	投資	1,260万円	0.4%
		予備費	1,000万円	0.5%				予備費	1,000万円	0.3%
		資本的支出	19億8,946万円	100.0%	資本的支出	45億　500万円	100.0%	資本的支出	33億4,498万円	100.0%

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の皆さまへ

資金繰り支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が減少した事業者や個人事業主（小規模に限りフリーランスを含む）に対し、資金繰り支援があります。制度により、対象者（事業規模・売上の減少率などの要件）が異なります。詳しくは、各問い合わせ先にご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症特別貸付

運転資金や設備資金に使える無担保融資で、利率は一律です。

対象　売上高が減少した事業者（フリーランスを含む）など
融資限度額　中小企業：３億円、国民事業：6,000万円
利率　当初３年間 基準金利から0.9％の引き下げ
問日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505

特別利子補給制度

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」で借入を行い、該当する場合は、実質的な無利子となります。

対象　「新型コロナウイルス感染症特別貸付」で借入した個人事業主（フリーランスを含む）、小規模事業者、中小企業者
利子補給期間　借入後、当初３年間
利子補給上限　中小企業：１億円、国民事業：3,000万円
問中小企業金融相談窓口 ☎03-3501-1544

マル経融資の金利引き下げ

他の融資制度と別枠で、最大1,000万円まで、通常金利から0.9％引き下げた融資を無担保・無保証人で受けられます。

対象　売上高が減少し、商工会議所や商工会の経営指導を受けた小規模事業者
問古川商工会議所 ☎24-0055、問大崎商工会 ☎52-2272
問玉造商工会 ☎72-0027

セーフティネット資金（セーフティネット４号・５号）

最大8,000万円の融資（利率 年1.30％）が受けられます。

対象　**４号**：売上高が減少した事業者、**５号**：売上高が減少した指定業種事業者
※売上高の減少以外に対象要件があります。市長からの認定が必要です。
問宮城県商工金融課商工金融班 ☎022-211-2744

危機関連対策資金

他の融資制度と別枠で、最大8,000万円の融資（利率 1.30％）が受けられます。

対象　売上高が減少した事業者
※市長からの認定が必要です。
問宮城県商工金融課商工金融班 ☎022-211-2744

災害復旧対策資金

最大5,000万円の融資（利率 年1.60％以内）が受けられます。

対象　売上高が減少した事業者
※市長・商工団体代表などからの認定が必要です。
問宮城県商工金融課商工金融班 ☎022-211-2744

設備投資・販路開拓

設備投資や、販路開拓に取り組む事業者を優先的に支援します。補助により、対象者（事業規模など）や補助率（２分の１～３分の２）が異なります。

ものづくり・商業・サービス補助

新製品・サービス開発や生産プロセス改善などに設備投資費用などを支援（上限原則1,000万円）
問ものづくり補助金事務局 ☎050-8880-4053

持続化補助

小規模事業者の販路開拓などの取り組みを支援（上限50万円）
問全国商工会連合会 ☎03-6670-2540

IT導入補助

ITツール導入による業務効率化などを支援（上限30～450万円）
問サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター ☎0570-666-131

経営環境の整備

新型コロナウイルス感染症による影響で、事業者が行った対策を支援します。詳しくはお問い合わせください。

補助制度	補助内容
雇用調整助成金の特例措置 問ハローワーク古川 ☎22-2305	労働者の一時的休業など雇用維持を図った場合、休業手当・賃金などの一部を助成
小学校など臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援 問宮城労働局 ☎022-299-8834	保護者である労働者に、特別な有給休暇を取得させた事業者に助成
特別休暇規定整備費用支援 問宮城労働局 ☎022-299-8834	就業規則に規定するため、労務管理用機器の導入・更新などを行う場合の費用を一部助成
テレワーク導入費用支援 問テレワーク相談センター ☎0120-91-6479	テレワーク用通信機器の導入費用などの助成